

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 規 則

○長崎県税条例施行規則の一部を改正する規則

所管課（室）名

税 務 課

◎ 告 示

- ・収納事務の委託
- ・長崎県知事管理漁獲可能量の変更
- ・道路の区域変更（2件）
- ・道路の供用開始
- ・車両制限令に基づく道路の指定（3件）
- ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定
- ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除（2件）

こども未来課

漁業振興課

道路維持課

〃

〃

砂 防 課

〃

◎ 公 告

- ・大規模小売店舗の変更事項届出（3件）
- ・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（5件）
- ・令和6年度職業訓練指導員試験の実施
- ・測量の実施（3件）

経 営 支 援 課

〃

雇用労働政策課

建 設 企 画 課

◎ 教育委員会告示

- ・令和7年度県立高等学校・県立中学校の生徒募集定員

高 校 教 育 課

規 則

長崎県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年6月28日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第25号

長崎県税条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県税条例施行規則（昭和47年長崎県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後			改正前		
別表（第54条関係）			別表（第54条関係）		
根拠条項	様式名	様式番号	根拠条項	様式名	様式番号
略			略		
条例第11条	森林環境税（国税） 及び個人県民税払込 状況報告書	略	条例第11条	個人県民税払込状況 報告書	略

条例第12条第 1 項	森林環境税（国税） 及び個人県民税課税 調定状況報告書（現 年課税分）	条例第12条第 1 項	個人県民税課税調定 状況報告書（現年課 税分）
条例第12条第 2 項	森林環境税（国税） 及び個人県民税徴収 状況報告書（現年課 税分）	条例第12条第 2 項	個人県民税徴収状況 報告書（現年課税 分）
	森林環境税（国税） 及び個人県民税調定 収入状況報告書（滞 納繰越分）		個人県民税調定収入 状況報告書（滞納繰 越分）
略		略	

様式第62号から様式第65号までを次のように改める。

規則様式第63号

年 月 日		市 町 名					
長 宛 て		市 町 長 名					
現在							
年度 森林環境税（国税）及び個人県民税課税調定状況報告書（現年課税分）							
区分	前年度課税額のうち 本年度の調定額 (ア)	本年度の課税額				うち翌年度の調定 となるべき額 (カ)	本年度の調定額 (キ) 人員：(ア)+(オ) 税額：(ア)+(オ)-(カ)
		分離課税に係る退職所得以外の所得分		分離課税に係る 退職所得分(エ)			
		均等割(イ)	所得割(ウ)	人員	税額	人員	税額
森林環境税 (国税)	普通分						
	特徴分						
	小計						(A)
県民税	普通分						
	特徴分						
	小計						(B)
市町村民税	普通分						
	特徴分						
	小計						(C)
合計							(D)

区分	均等割のみの者 (ク)	所得割のみの者 (ケ)	均等割及び所得割の者 (コ)	計 (サ)
分離課税 以外のもの	人員	人員	人員	人員
	税額	税額	税額	税額
分離課税のもの				
合計				

区分	按分率(概算)	按分率(精算)	按分率(精算)
森林環境税(国税)	(A)÷(D)		
県民税 ※R06年度以降 (B)÷(D)			
県民税 ※R05年度以前 (B)÷(B)+(C)			

(備考)

- 1 この報告書は、当該年度の6月30日（当初課税が行われる場合は7月31日）、3月31日及び翌年度の5月31日現在ものを、それぞれ翌月15日までに提出すること。
- 2 (ア)欄には、前年度の報告における(カ)欄の数値を記載すること。
- 3 (イ)の「県民税の「小計」欄の「人員」の数値は、(ク)の「合計」欄の「小計」欄の「人員」の数値は、(ケ)の「分離課税以外のもの」欄の「合計」欄の「人員」の数値と、(コ)の「分離課税のもの」欄の「合計」欄の「人員」の数値と、それぞれ一致するものであること。
- 4 「按分率(概算)」欄は当初課税において小数第3位まで算出し、「按分率(精算)」欄は3月31日現在の数値により税額の桁数と同じ数の小数の位まで算出すること。

規則様式第64号

年 月 日				市 町 名	
長 宛 へ				市 町 長 へ	
年度 森林環境税(国税)及び個人県民税徴収状況報告書(現年課税分)					
最終勘定額	区分		人員(人)	税額(円)	R06年度以降にかか るもの
	森林環境税(国税)	(5)	(1)		
最終勘定額	森林環境税(国税)	(6)+(7)	(2)		
	県民税	(7)+(8)	(3)		
	市町村民税	(1)+(2)+(3)	(4)		
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
精算按分率	森林環境税(国税)	(9)×(14)	(11)		
	県民税	(10)×(14)	(12)		
	払い込むべき森林環境税(国税)	(14)−(11)−(12)	(13)		
	市町村民税				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				
最終勘定額	森林環境税(国税)				
	県民税				
	市町村民税				
	計				

備考 1 この報告書は、5月31日現在のを6月30日までに提出すること。

2 (1)～(4)欄の数値は、「森林環境税(国税)及び個人県民税課税調定状況報告書(現年課税分)」(6月15日までに提出される分)の(キ)欄の数値と一致すること。

3 「森林環境税(国税)の払込状況」欄及び「県民税の払込状況」欄には、6月10日の精算払込分までを計上すること。

4 徴収額の「人員」欄には、年税額完納の人員を記載すること。

年 月 日			市 町 名				
長 宛 へ			市 町 長 名				
年度							
森林環境税(国税)及び個人県民税調定収入状況報告書(滞納繰越分)							
区分	人員(人)	税額(円)	区分		人員(人)	税額(円)	
当初調定繰越額	前年度の現年度課税分を翌年度に繰り越したもののうちR06年度以降にかかるもの	(1)	払い込むべき森林環境税(国税)	(9)×(22)	(19)		
	前年度の現年度課税分を翌年度に繰り越したもののうちR05年度以前にかかるもの	(2)	払い込むべき県民税	(10)×(22)	(20)		
	前年度の滞納繰越分を翌年度に繰り越したもののうちR06年度以降にかかるもの	(3)	市町村民税	(22)－(19)－(20)	(21)		
	前年度の滞納繰越分を翌年度に繰り越したもののうちR05年度以前にかかるもの	(4)	計	(22)	(22)		
	計	(1)+(2)+(3)+(4)	(5)	払込済額	(23)		
変更調定額 (年度中に減額したもの)	R06年度以降にかかるもの	(6)	繰越払込額又は見込込額	(19)－(23)	(24)		
	R05年度以前にかかるもの	(7)	払込済額	(25)			
	計	(6)+(7)	(8)	繰越払込額又は見込込額	(20)－(25)	(26)	
	森林環境税(国税)	(9)	森林環境税(国税)	(27)			
	県民税(R06年度以降にかかるもの)	(10)	県民税	(28)			
精算按分率	県民税(R05年度以前にかかるもの)	(11)	市町村民税	(30)－(27)－(28)	(29)		
	森林環境税(国税)	(9)×(15)	(12)	計	(30)		
	県民税	(10)×(15)	(13)	森林環境税(国税)	(12)－(19)－(27)	(31)	
	市町村民税	(15)－(12)－(13)	(14)	県民税	(13)－(20)－(28)	(32)	
	計	(15)	(15)	市町村民税	(14)－(21)－(29)	(33)	
最終調定繰越額 (R05年度以降にかかるもの)	県民税	(10)×(18)	(16)	計	(31)+(32)+(33)	(34)	
	市町村民税	(18)－(16)	(17)	森林環境税(国税)			
	計	(18)	(18)	県民税	(32)+(43)	(47)	
				市町村民税	(33)+(44)	(48)	
				計	(46)+(47)+(48)	(49)	

備考 1 この報告書は、3月31日現在(滞納繰越の決算が5月31日の場合)は、5月31日現在のものを6月30日までに提出すること。

2 (1)欄及び(2)欄は、前年度の「森林環境税(国税)及び個人県民税徴収状況報告書(現年度課税分)」(6月15日までに提出される分)の(26)欄及び(41)欄の数値とそれぞれ一致するものであること。

3 (3)欄及び(4)欄は、前年度の「森林環境税(国税)及び個人県民税調定収入状況報告書(滞納繰越分)」の(34)欄及び(45)欄の数値とそれぞれ一致すること。

4 (6)欄及び(7)欄は、年度中に課税取消や減免等の理由で繰越調定した額を減額したものを記載すること。

5 徴収額の「人員」欄には、年税額完納の人員を記載すること。

6 (25)欄、(26)欄及び(38)欄は、3月31日現在の場合は4月10日の払込みまでの分を含めて計上すること。

7 不納欠損額は、3月31日現在の精算按分率で算定された額を記載すること。なお、「森林環境税(国税)及び個人県民税不納欠損額」の滞納繰越分に計上した数値と一致すること。

様式第67号を次のように改める。
規則様式第67号

年 月 日		市町名		
長宛て		市町長名		
年度（第 期）個人県民税に係る徴収取扱費計算書				
区分		基数 (A)	乗数 (B)	徴収取扱費 (C)=(A)×(B)
(1)	当該年度に賦課決定した納税義務者に係るもの	納税義務者数 人	3,000 円	円 (ア)
	第Ⅰ期：(ア)×1/2 控除額又は前期までの 第Ⅱ期：第Ⅰ期(ウ)欄 交付額 第Ⅲ期：第Ⅱ期(ア)欄			円 (イ)
	今回交付額 (ア)－(イ)			円 (ウ)
(2)	平成18年度以前賦課決定分の 払込額にかかるもの (延滞金を含む。)	①払込額	円	
		②控除額	円	
		①－②	円	7/100 円
(3)	市町村が徴収した徴収金を納税者に還 付し、又は充当した場合における当該 徴収金にかかる過誤納金（地方税法第 17条又は第17条の2の規定の例によっ て還付し、又は充当する金額を含む。） に相当する金額	R06年度 以降のもの 還付額 円	県民税の按分率	円
	R05年度 以前のもの 還付額 円	県民税の按分率	円	
(4)	上記の過誤納金にかかる還付加算金に 相当する金額	R06年度 以降のもの 還付額 円	県民税の按分率	円
		R05年度 以前のもの 還付額 円	県民税の按分率	円
(5)	納付期限前に対する報奨金の額に相当する金額	報奨金額 円	県民税の按分率	円
(6)	所得割から控除しきれなかった配当割・株式等譲渡 所得割にかかる還付（又は充当）金に相当する金額			県が還付すべき金額 円
(7)	徴収取扱費交付額 ((1)の(ウ)から(6)までの合計額)			円

(記載要領等)

- 1 徴収取扱費の交付は、7月（第Ⅰ期）、12月（第Ⅱ期）及び翌年度の7月（第Ⅲ期）に行う。
- 2 この計算書は、6月末日及び11月末日までに提出すること。
- 3 (1)は、地方税法（以下、「法」という。）第47条第1項第1号の規定による徴収取扱費を算定するもので、
(A)欄には、当該年度に賦課決定（既に賦課決定していた税額を変更するものを除く。）した納税義務者数を、
次の区分により記載すること。
- ① 第Ⅰ期 当該年度の定期課税における納税義務者数
② 第Ⅱ期 当該年度に賦課決定した計算書提出時の納税義務者数
③ 第Ⅲ期 当該年度の決算における納税義務者数
- 4 (1)の(B)欄には、地方税法施行令（以下、「政令」という。）第8条の3に規定する金額を記載すること。
- 5 (1)の「控除額又は前期までの交付額」欄には、次の区分により算定した金額を記載すること。
- ① 第Ⅰ期 (1)(ア)欄の数値に1/2を乗じた金額。単位未満の金額は切り捨てる。
② 第Ⅱ期 記載なし
③ 第Ⅲ期 第Ⅱ期の(1)(ア)欄の金額
- 6 (2)は、地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）第5条第9項の規定により従前の例によること
とされている平成18年度以前の賦課決定分に係る徴収取扱費を算定するもの。
- 7 (2)の①欄は、平成18年度以前の賦課決定分の県への払込額（②を含む。）を、②欄は、法第48条の規定により
県が徴収して市町へ払い込みをした県民税と市町村民税の合算額に、政令第57条の4の2第1項から第4項までの規
定による按分率を乗じて得た額を記載すること。なお、各期の記載は次の区分によること。
- | | |
|---------------------|---------------------|
| ・滞納繰越分を3月末で決算している団体 | ・滞納繰越分を5月末で決算している団体 |
| 第Ⅰ期 5月～6月間の払込金額 | 第Ⅰ期 記載なし |
| 第Ⅱ期 7月～11月間の払込金額 | 第Ⅱ期 7月～11月間の払込金額 |
| 第Ⅲ期 12月～4月間の払込金額 | 第Ⅲ期 12月～6月間の払込金額 |
- 8 (3)欄及び(4)欄は、法第47条第1項第2号及び第3号の規定による徴収取扱費を算定するもので、(3)の(A)欄には
同法第17条又は第17条の2の規定によって、市町が還付し、又は充当した金額（歳出還付したものに限る。）を記
載し、(4)の(A)欄には、(3)の(A)欄に係る還付加算金に相当する金額を記載すること。
- 9 (3)欄及び(4)欄は、当初課税すべき年度に応じて適用する按分率が異なるため「R06年度以降のもの」と「R05
年度以前のもの」に分けて計上すること。なお、按分率の適用は以下のとおり。
- R06年度以降のもの： 県民税／（森林環境税＋県民税＋市町村民税）
●R05年度以前のもの： 県民税／（県民税＋市町村民税）
※過去に特例按分率で県へ払い込まれたものについては、H19.03.31時点の按分率を適用するものとし、2段階
きとすること。
- 10 (3)及び(4)の(B)欄は、政令第57条の4の2第1項から第4項までの規定による按分率を記載すること。具体的
には、徴収取扱費計算書の提出時点での次の区分により記載すること。
- ① 第Ⅰ期 計上（請求）しないこと。
② 第Ⅱ期 特定按分率（概算）
③ 第Ⅲ期 3月31日現在の按分率（精算）
- 11 (5)の(A)欄には、法第321条第2項の規定によって、市町が交付した報奨金の額を記載すること。なお、記載する
按分率は、政令第57条の4の2第1項から第4項までの規定による按分率によること。
- 12 (6)欄は、法第47条第1項第5号の規定による徴収取扱費を算定するもので、(C)欄には、法第37条の4の規定によ
り控除すべき額のうち、市町が還付し、又は充当した金額を記載すること。
- 13 (7)の(C)欄には、(1)(ウ)から(6)までの合計額を記載すること。

様式第68号中「印」を削り、「19年度以後」を「平成19年度以後」に、「19年度及び20年度」を「平成19年度
及び平成20年度」に、「21年度及び22年度」を「平成21年度及び平成22年度」に、「23年度以降」を「平成23年度
以降」に、「18年度以前」を「平成18年度以前」に、「精算あん分率」を「精算按分率」に改める。

様式第74号中

「

年度	登録番号
----	------

」を「

年度	通知書番号
----	-------

」に、「種類」を「種別」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(様式に関する経過措置)
- 2 この規則による改正前の長崎県税条例施行規則に定める様式のうち、この規則による改正後の長崎県税条例
施行規則（以下「新規則」という。）に定める様式に対応する様式については、新規則に規定する様式とみな
して、当分の間使用することができる。

告 示

長崎県告示第378号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年6月28日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 委託年月日
令和6年4月1日
- 2 受託者の住所及び氏名
東京都千代田区麹町1丁目6番地2
社会福祉法人日本保育協会 理事長 吉田 学
- 3 委託事務
長崎県手数料条例（昭和24年長崎県条例第47号）別表第1の福祉保健部の表に規定する保育士登録申請手数料、保育士登録証書換え交付手数料及び保育士登録証再交付手数料の収納事務
- 4 委託期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

長崎県告示第379号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、長崎県知事管理漁獲可能量（令和5年長崎県告示第753号）の一部を次のとおり変更し、令和6年6月28日から適用する。なお、同項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和6年6月28日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前																																								
1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項 令和6年1月1日から12月31日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。 <table><tr><td>【まあじ】</td><td>28,100トン</td></tr><tr><td>【まいわし対馬暖流系群】</td><td>32,000トン</td></tr><tr><td>【さんま】</td><td>現行水準</td></tr><tr><td>【かたくちいわし対馬暖流系群】</td><td>77,000トンの内数</td></tr><tr><td>【うるめいわし対馬暖流系群】</td><td>44,000トンの内数</td></tr></table>	【まあじ】	28,100トン	【まいわし対馬暖流系群】	32,000トン	【さんま】	現行水準	【かたくちいわし対馬暖流系群】	77,000トンの内数	【うるめいわし対馬暖流系群】	44,000トンの内数	1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項 令和6年1月1日から12月31日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。 <table><tr><td>【まあじ】</td><td>24,400トン</td></tr><tr><td>【まいわし対馬暖流系群】</td><td>32,000トン</td></tr><tr><td>【さんま】</td><td>現行水準</td></tr><tr><td>【かたくちいわし対馬暖流系群】</td><td>77,000トンの内数</td></tr><tr><td>【うるめいわし対馬暖流系群】</td><td>44,000トンの内数</td></tr></table>	【まあじ】	24,400トン	【まいわし対馬暖流系群】	32,000トン	【さんま】	現行水準	【かたくちいわし対馬暖流系群】	77,000トンの内数	【うるめいわし対馬暖流系群】	44,000トンの内数																				
【まあじ】	28,100トン																																								
【まいわし対馬暖流系群】	32,000トン																																								
【さんま】	現行水準																																								
【かたくちいわし対馬暖流系群】	77,000トンの内数																																								
【うるめいわし対馬暖流系群】	44,000トンの内数																																								
【まあじ】	24,400トン																																								
【まいわし対馬暖流系群】	32,000トン																																								
【さんま】	現行水準																																								
【かたくちいわし対馬暖流系群】	77,000トンの内数																																								
【うるめいわし対馬暖流系群】	44,000トンの内数																																								
2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項 令和6年1月1日から12月31日の知事管理漁獲可能量は以下のとおりとする。 <table><tr><td>【まあじ】</td><td></td></tr><tr><td>長崎県まあじ中型まき網漁業</td><td>24,000トン</td></tr><tr><td>長崎県まあじその他漁業</td><td>現行水準</td></tr><tr><td>【まいわし対馬暖流系群】</td><td></td></tr><tr><td>長崎県まいわし中型まき網漁業</td><td>30,340トン</td></tr><tr><td>長崎県まいわしその他漁業</td><td>現行水準</td></tr><tr><td>【さんま】</td><td></td></tr><tr><td>長崎県さんま漁業</td><td>現行水準</td></tr><tr><td>【かたくちいわし対馬暖流系群】</td><td></td></tr><tr><td>長崎県かたくちいわし漁業</td><td>77,000トンの内数</td></tr></table>	【まあじ】		長崎県まあじ中型まき網漁業	24,000トン	長崎県まあじその他漁業	現行水準	【まいわし対馬暖流系群】		長崎県まいわし中型まき網漁業	30,340トン	長崎県まいわしその他漁業	現行水準	【さんま】		長崎県さんま漁業	現行水準	【かたくちいわし対馬暖流系群】		長崎県かたくちいわし漁業	77,000トンの内数	2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項 令和6年1月1日から12月31日の知事管理漁獲可能量は以下のとおりとする。 <table><tr><td>【まあじ】</td><td></td></tr><tr><td>長崎県まあじ中型まき網漁業</td><td>20,700トン</td></tr><tr><td>長崎県まあじその他漁業</td><td>現行水準</td></tr><tr><td>【まいわし対馬暖流系群】</td><td></td></tr><tr><td>長崎県まいわし中型まき網漁業</td><td>30,340トン</td></tr><tr><td>長崎県まいわしその他漁業</td><td>現行水準</td></tr><tr><td>【さんま】</td><td></td></tr><tr><td>長崎県さんま漁業</td><td>現行水準</td></tr><tr><td>【かたくちいわし対馬暖流系群】</td><td></td></tr><tr><td>長崎県かたくちいわし漁業</td><td>77,000トンの内数</td></tr></table>	【まあじ】		長崎県まあじ中型まき網漁業	20,700トン	長崎県まあじその他漁業	現行水準	【まいわし対馬暖流系群】		長崎県まいわし中型まき網漁業	30,340トン	長崎県まいわしその他漁業	現行水準	【さんま】		長崎県さんま漁業	現行水準	【かたくちいわし対馬暖流系群】		長崎県かたくちいわし漁業	77,000トンの内数
【まあじ】																																									
長崎県まあじ中型まき網漁業	24,000トン																																								
長崎県まあじその他漁業	現行水準																																								
【まいわし対馬暖流系群】																																									
長崎県まいわし中型まき網漁業	30,340トン																																								
長崎県まいわしその他漁業	現行水準																																								
【さんま】																																									
長崎県さんま漁業	現行水準																																								
【かたくちいわし対馬暖流系群】																																									
長崎県かたくちいわし漁業	77,000トンの内数																																								
【まあじ】																																									
長崎県まあじ中型まき網漁業	20,700トン																																								
長崎県まあじその他漁業	現行水準																																								
【まいわし対馬暖流系群】																																									
長崎県まいわし中型まき網漁業	30,340トン																																								
長崎県まいわしその他漁業	現行水準																																								
【さんま】																																									
長崎県さんま漁業	現行水準																																								
【かたくちいわし対馬暖流系群】																																									
長崎県かたくちいわし漁業	77,000トンの内数																																								

【うるめいわし対馬暖流系群】 長崎県うるめいわし漁業	44,000トンの内数	【うるめいわし対馬暖流系群】 長崎県うるめいわし漁業	44,000トンの内数
-------------------------------	-------------	-------------------------------	-------------

長崎県告示第380号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年6月28日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道

路 線 名 202号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
長崎市小浦町859番36地先から 長崎市大浜町1546番4地先まで	前	7.8～15.4	498.6	
	後	10.9～21.4	498.6	

長崎県告示第381号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年6月28日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道

路 線 名 389号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
雲仙市国見町土黒甲字平ノ前539番1地先から 雲仙市国見町多比良甲字城ノ元886番1地先まで	前	11.3～49.2	452.5	
	後	11.3～58.6	452.5	

長崎県告示第382号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年6月28日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 389号	雲仙市国見町土黒甲字平ノ前539番1地先から 雲仙市国見町多比良甲字星原839番地先まで	令和6年6月28日

長崎県告示第383号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を下記のとおり指定する。

令和6年6月28日

長崎県知事 大石 賢吾

1. 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区 間
一般県道 諫早外環状線	諫早市長野町1007番2地先から 諫早市貝津町988番4地先まで

2. 指定する期日 令和6年7月1日

長崎県告示第384号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

令和6年6月28日

長崎県知事 大石 賢吾

1. 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区 間
主要地方道 長崎南環状線	長崎市新戸町3丁目777番1地先から 長崎市大浜町433番4地先まで
一般県道 諫早外環状線	諫早市長野町1007番2地先から 諫早市貝津町988番4地先まで

2. 指定する期日 令和6年7月1日

3. 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の、地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認のうえ走行すること。

長崎県告示第385号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第4項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路として下記の道路を指定し、併せて、同令第10条第2項の規定に基づき、当該道路の通行方法を下記のとおり定める。

令和6年6月28日

長崎県知事 大石 賢吾

1 指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区 間
一般県道 諫早外環状線	諫早市長野町1007番2地先から 諫早市貝津町988番4地先まで

2 指定する期日 令和6年7月1日

3 通行方法

次の通行方法によらなければならない。

(1) 橋等の通行方法

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（高速自動車国道を除く。）を通行する場合にあっては、徐行するとともに、一の径間の一の車線において限度超過車両（道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第1項に規定する車両をいう。）又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。

長崎県告示第386号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

なお、土砂災害警戒区域に関する公示図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県県北振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

令和6年6月28日

長崎県知事 大石 賢吾

箇所番号	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の種類別	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
佐世保-(急)-1617-4	佐世保市白岳町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	公示図書中の図面において表示
佐世保-(急)-1617-2	佐世保市白岳町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
佐世保-(急)-1617	佐世保市白岳町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
佐世保-(急)-1608	佐世保市白岳町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
佐世保-(急)-1932-2	佐世保市ひうみ町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	

長崎県告示第387号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、平成24年長崎県告示第364号で土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定した次の区域について、同法第7条第6項及び第9条第8項の規定により、指定を解除する。

なお、その公示図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県県北振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

令和6年6月28日

長崎県知事 大石 賢吾

箇所番号	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の種類別	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
佐世保-(急)-1617-4	佐世保市白岳町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	公示図書中の

佐世保-(急)-1617-2	佐世保市白岳町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	図面において表示
佐世保-(急)-1617	佐世保市白岳町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
佐世保-(急)-1608	佐世保市白岳町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	

長崎県告示第388号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、平成24年長崎県告示第364号で土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定した次の区域について、同法第7条第6項及び第9条第8項の規定により、指定を解除する。

なお、その公示図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県県北振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

令和 6 年 6 月 28 日

長崎県知事 大石 賢吾

箇所番号	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の種別	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
佐世保-(急)-1612	佐世保市ひうみ町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	公示図書中の図面において表示
佐世保-(急)-1617-3	佐世保市ひうみ町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	

公 告**大規模小売店舗の変更事項届出（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和 6 年 6 月 28 日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドン・キホーテ浜町店・ベスト電器長崎本店
長崎県長崎市浜町3番17号 ほか
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
みずほ信託銀行株式会社
代表取締役 笹田 賢一
東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
株式会社ヤマダデンキ
代表取締役 小林 辰夫
群馬県高崎市栄町1番1号
- (3) 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (4) 変更の年月日
令和 6 年 4 月 1 日

2 届出年月日

令和6年6月13日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、長崎市経済産業部商業振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和6年6月28日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

MEGAドン・キホーテ大村インター店

長崎県大村市西大村本町259番 ほか1筆

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 笹田 賢一

東京都千代田区丸の内一丁目3番3号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(4) 変更の年月日

令和6年4月1日

2 届出年月日

令和6年6月13日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、大村市産業振興部商工振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和6年6月28日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドン・キホーテ佐世保店

長崎県佐世保市大塔町616番28号 ほか

- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 笹田 賢一
東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 3 号
- (3) 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (4) 変更の年月日
令和 6 年 4 月 1 日
- 2 届出年月日
令和 6 年 6 月 13 日
- 3 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から 4 月間
 - (2) 縦覧場所
県政情報コーナー（県庁 1 階県政資料閲覧エリア内）、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市経済部商工労働課
- 4 その他
法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第 8 条第 3 項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和 6 年 6 月 28 日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アミュプラザ長崎
長崎県長崎市尾上町 1 番 1 号
- 2 届出の概要
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の届出事項の変更
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
長崎市長 鈴木 史朗
 - (2) 意見書の内容
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から 1 月間
 - (2) 縦覧場所
県政情報コーナー（県庁 1 階県政資料閲覧エリア内）及び長崎市経済産業部商業振興課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第 8 条第 3 項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和 6 年 6 月 28 日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス福田店

長崎県長崎市大浜町1594番 ほか

2 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地の届出事項の変更
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の届出事項の変更
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の届出事項の変更

3 意見書の概要

- (1) 意見書を提出した者
長崎市長 鈴木 史朗
- (2) 意見書の内容
意見なし

4 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
- (2) 縦覧場所
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）及び長崎市経済産業部商業振興課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和6年6月28日

長崎県知事 大石 賢吾

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス若葉町店

長崎県長崎市若葉町16番1 ほか

2 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地の届出事項の変更
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の届出事項の変更
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の届出事項の変更

3 意見書の概要

- (1) 意見書を提出した者
長崎市長 鈴木 史朗
- (2) 意見書の内容
意見なし

4 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
- (2) 縦覧場所
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）及び長崎市経済産業部商業振興課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和6年6月28日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス東長崎店
長崎県長崎市高城台一丁目1番10号 ほか
- 2 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の届出事項の変更
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の届出事項の変更
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
長崎市長 鈴木 史朗
 - (2) 意見書の内容
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
 - (2) 縦覧場所
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）及び長崎市経済産業部商業振興課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和6年6月28日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス三重店
長崎県長崎市京泊三丁目1929番13 ほか
- 2 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の届出事項の変更
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の届出事項の変更
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
長崎市長 鈴木 史朗
 - (2) 意見書の内容
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
 - (2) 縦覧場所
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）及び長崎市経済産業部商業振興課

令和6年度職業訓練指導員試験の実施（公告）

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条第1項に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり行う。

令和6年6月28日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 試験を実施する職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11に掲げる全職種

2 試験の科目

学科試験のうち指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規）

3 受験資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 4の表において、実技試験及び関連学科試験の免除を受けることができる者
- (2) 次の表に掲げる実務経験を有する者

区 分	実 務 経 験
指導員養成課程又は職業能力開発研究学域の指導員養成訓練を修了し、既に職業訓練指導員免許を受けた者	1 年 以 上
免許職種に関し応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者	不 要
免許職種に関し専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者	1 年 以 上
免許職種に関し普通課程の普通職業訓練を修了した者	2 年 以 上
免許職種に関し専修訓練課程の普通職業訓練（900時間以上）を修了した者	3 年 以 上
免許職種に関し短期課程の普通職業訓練（700時間以上）を修了した者	3 年 以 上
学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	1 年 以 上
学校教育法による短期大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	2 年 以 上
学校教育法による高等学校又は中等教育学校の後期課程において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	3 年 以 上
学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者	5 年 以 上
学校教育法による専修学校又は各種学校のうち厚生労働大臣が指定するものにおいて免許職種に関する学科を修めて卒業した者	2 年から 4 年以上
免許職種に関し実務の経験を有する者	8 年 以 上
免許職種に関し技能検定試験に合格した者	不 要
他の法令による資格取得者（職業能力開発促進法施行規則別表第11の3の受験することができる者の欄に該当する者）	不 要
その他厚生労働大臣が別に定める者	厚生労働大臣が別に定める期間

4 試験の免除の範囲

免 許 職 種	免除を受けることができる者	免 除 の 範 囲			
		実技 試験	学 科 試 験		
			関 連 学 科		指 導 方 法
			系基礎 学 科	専 攻 学 科	
全 職 種	免許職種に関し1級又は単一等級の技能検定に合格した者	○	○	○	
	免許職種に関し2級の技能検定に合格した者	○			
	職業訓練指導員免許を受けた者		△		○

		免許職種に関し職業訓練指導員試験において実技試験に合格している者	○			
		免許職種に関し職業訓練指導員試験において学科試験に合格している者		○	○	○
		免許職種に関し職業訓練指導員試験において学科試験に一部合格している者		合格した学科試験について免除		
		免許職種に関し実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者				○
		免許職種に関し実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者		○	○	
		免許職種に関し実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者	○			
		免許職種に関し応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者		○	○	
		免許職種に関し専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者		○	○	
		学校教育法による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者		○	○	
溶 接 科	電 子 科	ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）による特別ボイラー溶接士免許を有する者	○	○	○	
		電波法（昭和25年法律第131号）による第1級陸上無線技術士の免許を有する者	○	○	○	
		自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）による1級大型自動車整備士、1級小型自動車整備士、1級二輪自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士、2級ジーゼル自動車整備士若しくは2級二輪自動車整備士、自動車整備士技能検定規則の一部を改正する省令（平成12年運輸省令第35号。以下「平成12年省令」という。）による改正前の自動車整備士技能検定規則による1級四輪自動車整備士又は自動車整備士技能検定規則の一部を改正する省令（昭和53年運輸省令第23号。以下「昭和53年省令」という。）による改正前の自動車整備士技能検定規則による2級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	○	○	○	
		自動車整備士技能検定規則による1級大型自動車整備士、1級小型自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士若しくは2級ジーゼル自動車整備士、平成12年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による1級四輪自動車整備士又は昭和53年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による2級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	○	○	○	車枠及び車体整備法を除く。
		自動車整備士技能検定規則による自動車車体整備士の技能検定の合格証書を有する者	○	○	○	

他の法令による免除の範囲	航空機整備科	航空法（昭和27年法律第231号）による1等航空整備士若しくは2等航空整備士又は航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者	○	○	○	
	測量科	測量法（昭和24年法律第188号）による測量士の試験の合格証書を有する者	○	○	○	
	ボイラー科	ボイラー及び圧力容器安全規則による特級ボイラー技士の免許を有する者又は電気事業法（昭和39年法律第170号）によるボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	○	○	○	
	電気通信科	電波法による第1級総合無線通信士の免許を有する者	○	○	○	
	臨床検査科	医師法（昭和23年法律第201号）による医師国家試験、歯科医師法（昭和23年法律第202号）による歯科医師国家試験又は獣医師法（昭和24年法律第186号）による獣医師国家試験の合格証書を有する者	○	○	○	
	事務科	公認会計士法（昭和23年法律第103号）による公認会計士試験の短答式による試験若しくは論文式による試験、公認会計士法の一部を改正する法律（平成15年法律第67号）による改正前の公認会計士法による公認会計士試験の第2次試験若しくは第3次試験又は税理士法（昭和26年法律第237号）による税理士試験に合格したことを証する書面を有する者	○	○	○	
	介護サービス科	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による保育士登録証を有する者であって、介護サービス科に関し7年以上の実務の経験を有し、かつ、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号の規定に該当する者、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）による保健師、助産師若しくは看護師の免許を有する者、同法による准看護師の免許を有する者であって、介護サービス科に関し7年以上の実務の経験を有する者、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による養護教諭の免許状を有する者であって、介護サービス科に関し7年以上の実務の経験を有する者若しくは同号の規定に該当する者、理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）による理学療法士若しくは作業療法士の免許を有する者であって、同号の規定に該当する者、社会福祉士及び介護福祉士法による社会福祉士登録証を有する者であって、同号の規定に該当する者、同法による介護福祉士登録証を有する者、精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）による精神保健福祉士登録証を有する者であって、同号の規定に該当する者又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）による保育教諭の資格を有する者であって、介護サービス科に関し7年以上の実務の経験を有し、かつ、同号の規定に該当する者	○	○	○	
	港湾荷役科	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）による船内荷役作業主任者技能講習の修了証を有する者であって、道路交通法（昭和35年法律第105号）による大型特殊自動車免許並びに労働安全衛生法による車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習の修了証及び玉掛け技能講習の修了証を有する者	○	○	○	

(注) ○印は、免除される試験

△印は、当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。

5 受験資格の欠格

次の各号のいずれかに該当する者は、受験できない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (2) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

6 試験の日時及び場所

- (1) 日時
令和6年9月29日（日） 午後1時から午後2時まで
- (2) 場所
長崎県庁（行政棟）316会議室（長崎市尾上町3-1）

7 受験申請手続

(1) 提出書類

- ア 受験申請書 1通
イ 履歴書 1通
ウ 写真 2枚

（縦4センチメートル、横3センチメートル、申請前6か月以内に撮影した正面脱帽半身像、裏面に氏名を記入したものとし、うち1枚を申請書に貼ること。）

エ 受験資格及び試験の免除資格を証明する書類（合格証等の写し）

(2) 受験申請の受付期間及び受付時間

令和6年7月22日（月）から令和6年8月30日（金）まで（県の休日を除く。）の間の午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

〒850-8570 長崎市尾上町3-1 長崎県産業労働部雇用労働政策課
なお、郵送の場合は書留郵便とし、令和6年8月30日付けの消印まで有効とする。

(4) 受験手数料 3,100円

- ア 受験手数料相当額の長崎県収入証紙を申請書の所定欄に貼ること。
イ 受験手数料は、受験申請書受理後いかなる理由があっても返還しない。

(5) 受験票の交付

受験申請書受理後、審査のうえ後日送付する。

8 合否判定の基準

学科試験の指導方法について、満点の6割以上の得点がある場合は、合格とする。

9 合格証書の交付

令和6年10月23日（水）までに合格者に合格証書を交付する。

10 その他

- (1) 受験案内及び受験申請書は、長崎県産業労働部雇用労働政策課において配付する。受験案内及び受験申請書の用紙を郵送により請求する場合は、「職業訓練指導員試験受験案内請求」と朱書きした封筒に、返信用封筒（縦33センチメートル、横24センチメートル、返信宛先明記、140円分切手貼付）を同封のうえ、7(3)の提出先に請求すること。
- (2) その他試験について不明な点は、長崎県産業労働部雇用労働政策課（095-895-2717（直通））へ問い合わせること。

測定の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、小迎南風崎土地改良区理事長から公共測量（小迎地区確定測量業務）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和6年6月28日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間

西海市西彼町小迎郷地域

令和6年6月17日から
令和7年3月19日まで**測量の実施（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、南島原市長から公共測量（数値撮影（デジタル）、写真地図作成）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和6年6月28日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
長崎県南島原市	令和6年6月3日から 令和6年11月29日まで

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、松浦市長から公共測量（3D都市モデル作成）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和6年6月28日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
松浦市都市計画区域内	令和6年7月1日から 令和7年3月28日まで

教育委員会告示**長崎県教育委員会告示第4号**

令和7年度の県立高等学校・県立中学校の生徒募集定員を次のとおり定める。

令和6年6月28日

長崎県教育委員会教育長 前川 謙介

令和7年度 県立高等学校・県立中学校生徒募集定員

〔県立高等学校〕
(全日制の課程)

学 校 名	学 科 名	募 集 定 員	学 級 数	参 考 事 項
長 崎 東	普 通 ・ 国 際	280 (160)	7	※募集定員280名については、普通科・国際科のくり募集とする。 ()内の数字は、併設の県立長崎東中学校以外からの募集定員を内数で示す。
		※ { 普通科200 国際科 80 }		
長 崎 西	普 通	200	5	
	理系コース	80	2	
長 崎 南	普 通	240	6	
長 崎 北	普 通	240	6	
長 崎 北 陽 台	普 通	200	5	
	文 理 探 究	80	2	
佐 世 保 南	普 通	160	4	
	文 理 探 究	80	2	
佐 世 保 北	普 通	240 (120)	6	()内の数字は、併設の県立佐世保北中学校以外からの募集定員を内数で示す。
佐 世 保 西	普 通	240	6	()内の数字は、併設の県立諫早高等学校附属中学校以外からの募集定員を内数で示す。
宇 久 原	普 通	40	1	
島 原	普 通	160	4	
	文 理 探 究	80	2	
諫 早	普 通	280 (160)	7	
西 諫 早 陵 東 村	普 通	240	6	
大	普 通	80	2	
	普 通	200	5	
	文 理 探 究	80	2	
	家 政 通	40	1	
猶 興 館	普 通	80	2	1 学級減
	文 理 探 究	40	1	
松 浦	地 域 科 学	80	2	
	商 業	40	1	
対 馬	普 通	120	3	
	商 業	40	1	
	国 際 文 化 交 流	40	1	
豊 上 対 玉 馬 岐 島	普 通	40	1	
老 岐 島	普 通	80	2	
五 岐 島	普 通	160	4	
	普 通	160	4	
	衛 生 看 護	40	1	
五 島 南	普 通	80	2	
奈 留 崎	普 通	40	1	
大 崎	普 通	80	2	
西 彼 杵	普 通	80	2	

国	見	普	通	120	3
小	浜	普	通	40	1
		総合ビジネス	ス	40	1
口	加	普	通	54	} 2
		福祉	社	26	
		普	通		
		グローバルコース		40	1
川	棚	普	通	80	2
		生活	総合	40	1
波	佐	普	通	60	} 2
		美術・工	芸	20	
		商	業	40	1
北	松	普	通	40	1
上	五	普	通	80	2
		電気	情報	40	1
中	五	普	通	40	1
島	原	農業	ビジネス	40	1
		食品	サイエンス	40	1
		生活	創造	40	1
諫	早	農業	科学	40	1
		動物	科学	40	1
		環境	創造	40	1
		農業	土木	40	1
		バイオ	園芸	40	1
		食品	科学	40	1
		生活	科学	40	1
北	松	生物	生産	40	1
		食品	流通	40	1
		生活	科学	40	1
西	彼	食料	サイエンス	40	1
		生活	デザイン	40	1
長	崎	機	械	40	1
		機	械システム	40	1
		電	気	40	1
		電子	工学	40	1
		情報	技術	40	1
		建	築	40	1
		工業	化学	40	1
		イン	テリア	40	1
佐	世	機	械	40	1
		電	機	40	1
		電	気	40	1
		電子	工学	40	1
		建	築	40	1
		土	木	40	1
鹿	町	機	械	40	1
		電	気	40	1
		電子	工学	40	1
		土	木	40	1

島 原 工 業	機 械 シ ス テ ム	40	1
	電 気 電 子	40	1
	建 築 技 術	40	1
大 村 工 業	機 械	80	2
	機 械 シ ス テ ム	40	1
	電 気	40	1
	電 子 工 学	40	1
	建 築	40	1
	建 設 工 業	40	1
	化 学 工 学	40	1
佐 世 保 商 業	会 計 ビ ジ ネ ス	80	2
	情 報 マーケティング	80	2
	国際コミュニケーション	40	1
島 原 商 業	商 業	40	1
	情 報 処 理	40	1
	家 政	40	1
諫 早 商 業	商 業	160	4
	情 報	40	1
	国際コミュニケーション	40	1
壱 岐 商 業	商 業	80	2
	情 報 処 理	40	1
長 崎 鶴 洋	水 産	80	2
	総 合	80	2
長 崎 明 誠	総 合	160	4
佐 世 保 東 翔	総 合	120	3
大 村 城 南	総 合	160	4
平 戸	総 合	40	1
五 島 海 陽	総 合	80	2
島 原 翔 南	総 合	80	2
清 峰	総 合	160	4
合 計		8,600	215

(備考) 特別の理由がある学校においては、教育委員会と協議の上、実情に応じ、定員を超えて入学を許可することができる。

(定時制の課程)

学 校 名	学 科 名	募 集 定 員	学 級 数	参 考 事 項
鳴 滝 佐 世 保 中 央 島 原 諫 早 大 村 五 島 長 崎 工 業 佐 世 保 工 業	普 通	40	1	昼間部
	商 業	40	1	
	普 通	40	1	
	普 通	40	1	
	エンカレッジコース	40	1	
	商 業			昼間部
	エンカレッジコース	40	1	
	普 通	40	1	
	普 通	40	1	
	普 通	40	1	
合 計	建 築	40	1	
	工 業 技 術	40	1	
合 計		560	14	

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
(八二四)
直通
(八九五)

二二
一一
四一

(備考) 特別の理由がある学校においては、教育委員会と協議の上、実情に応じ、定員を超えて入学を許可することができる。

(通信制の課程)

学 校 名	学 科 名	募 集 定 員	参 考 事 項
鳴 滝	普 通	300	
佐 世 保 中 央	普 通	300	
合 計		600	

(離島留学に関する学科・コース等)

学 校 名	学 科 名	コ ー ス 名 等	募 集 定 員	参 考 事 項
対 馬	国際文化交流		※40	
壱 岐	普 通	東アジア歴史・中国語	20程度	
五 島	普 通	ス ポ ー ツ	20程度	
五 島 南	普 通	夢 ト ラ イ	20程度	
奈 留	普 通	イングリッシュ・アイランド・スクール	※10程度	

印刷所

長崎県
長崎市樺島町八番十二号

※対馬高校については再掲であり、奈留高校については定員40（再掲）の枠内で受け入れる。

〔県立中学校〕

学 校 名	募 集 定 員	学 級 数	参 考 事 項
長 崎 東	120	3	
佐 世 保 北	120	3	
諫 早 高 等 学 校 附 属	120	3	
合 計	360	9	

株式会社
寺ク
田ク
宏
弥ト